

## 令和 2 年度の総合的な評価の実施について（案）

令和 3 年 3 月 1 8 日  
検査監督総括課検査評価室

### 1. 経 緯

総合的な評価については、年度が終了してから原則 6 0 日を目途に原子力規制委員会に報告し了承を得ることとしている。

令和 2 年度の評価は、以下のとおり進めることとしたい。

### 2. 総合的な評価の進め方

#### ( 1 ) 総合的な評価の構成及び内容

- 重要度評価等の事務手順運用ガイドの「 4 . 総合的な評価」に沿って、令和 2 年度の検査報告書を基に記載することを原則とする。
- 指摘事項がある場合については、原子力規制検査の四半期報告の件名・概要・重要度（深刻度）を記載する。

#### ( 2 ) 委員会報告、通知及び公表

- 第 4 四半期の検査報告と併せて総合評価結果を委員会に報告する。評価の結果については第 4 四半期報告と併せて公表する。
- 実用炉監視部門と核燃料監視部門は、委員会の了承が得られ次第、速やかに事業者に対し結果を通知する。

### 3. 作業スケジュール

4 月中旬頃：第 4 四半期検査報告と併せて総合的な評価の素案作成

4 月末目途：関係部門との調整

5 月 1 9 日又は 2 6 日：規制委員会に報告・了承・事業者への通知

## 4. 総合的な評定

### 4.1 総合的な評定の実施

担当部門は、原則として、規制体系の基礎となる事業等の許可又は指定の単位で、総合評定を年度終了後速やかに行う。

### 4.2 総合的な評定の構成及び内容

担当部門は、原子力規制検査実施要領に記載されている総合的な評定の考慮事項について評価する。具体的な構成及び記載事項については以下のとおりとする。

#### (1) 当該年度における原子力規制検査等の結果

各監視領域の評価に当たっては、検査指摘事項の重要度評価及び安全実績指標の値の分類を踏まえることとしている。具体的な記載項目は以下のとおり。

#### **【記載項目】**

##### ○原子力規制検査の結果

- ・基本検査における指摘事項の有無、指摘事項があった場合には、その件数、概要、重要度評価の結果など

##### ○安全実績指標の結果

##### ○その他（必要に応じ）

- ・前回の評定から対応区分に変更がある場合はその結果と理由
- ・3年間以上継続して第3区分が設定されている場合は事業者の安全活動の改善に係る取組状況等
- ・検査等を通じて確認された安全上の懸念（指摘事項とするか継続確認中の検査気付き事項、改善活動上の問題など）

#### (2) 総合的な評定

総合的な評定に当たっては、(1)の内容を踏まえ、事業者の活動が各監視領域に関連する活動目的を達成しているかどうかを記載する。

#### (3) 次年度以降の検査計画

総合的な評定の結果を踏まえた次年度以降の検査計画（向こう1.5～2年程度）を記載する（基本計画（特にチーム検査）必要に応じて追加検査など）。担当部門は、総合的な評定に当たっては、安全に関する最新の知見を踏まえ、事業者が各監視領域での活動目的の達成に向けて改善している活

動やその効果について検証し、改善が図られているかどうかを勘案する。

#### 4.3 総合的な評定の結果の通知及び公表

- (1)担当部門は、当該年度が終了してから原則 60 日を目途に様式 4 - 1 により総合評定案を取りまとめ、原子力規制委員会へ報告し了承を得る。
- (2)担当部門は、総合評定の結果を事業者に通知するとともに、核物質防護のために必要な措置に関する詳細な情報を除き原子力規制委員会のホームページに掲載し公表する。

様式 4 - 1 : 総合評価結果の通知文及び内容のイメージ

番 号  
令和〇年〇月〇日

〇〇株式会社  
〇〇 〇〇 殿

原子力規制委員会

原子力規制検査の結果に基づく総合的な評価の結果の通知について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第61条の2の2第7項の規定に基づく総合的な評価の結果について、同条第9項の規定に基づき、別紙のとおり通知します。

令和元年度 原子力規制検査の総合的な評価について（〇〇発電所〇号機）

令和元年度に原子力規制庁が〇〇（株）〇〇発電所〇号機において実施した原子力規制検査の結果に関して、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の2の2第7項に基づく総合的な評価は以下のとおりである。

1. 令和元年度 原子力規制検査等の結果

原子力規制庁は、令和元年度において事業者の活動に関して基本検査を実施した。その結果は以下のとおりである。

(1) 原子力規制検査の結果

年度の検査計画どおり基本検査を実施し、指摘事項は確認されなかった。

(2) 安全実績指標の結果

安全実績指標（全14項目）は、期間を通じて緑の状態であった。

(3) その他事項

以下の事象については検査を継続中である。

〇CAP活動において、不適合事象の抽出及び不適合事象のグレード付けが事業者マニュアルに従って適切に行われておらず、必要な改善活動が行われていないおそれがある事象【使用検査ガイド：BQ0010】

〇スプリンクラー設備の防護対象となるケーブルが散水障害により有効に消火できないおそれがある事象【使用検査ガイド：BE1021】

2. 総合的な評価

令和元年度の事業者の活動に関しては、

・安全実績指標について全て安全確保の機能又は性能に影響がないものと評価されること

・指摘事項は確認されなかったこと

から対応区分は第1区分であり、事業者の各監視領域に関連する活動目的を満足しており、自律的な改善が見込める状態と評価する。

3. 次年度以降の検査計画

令和2年度の原子力規制検査は、上記の総合的な評価の結果を踏まえ、引き続き基本検査を行うこととする。今後2年間のチーム検査については、以下のとおりとする。

・火災防護検査（3年）【BE1021】：令和2年〇月～〇月頃

・設計管理【BM1100】：令和2年〇月～〇月頃

・放射線防護関係【RE0020, RE0040, RE0050】：令和3年〇月～〇月頃